

＜入札・契約制度運用の一部見直しについて＞

○ 入札談合等不正行為に対応する指名停止措置の強化について

本市では、入札談合等不正行為を防止するため、次のとおり指名停止措置を強化いたします。

○改正の内容

項目	措置要件	対象地域	変更後	変更前
7 独占禁止法違反行為	(1) 市発注契約の履行に当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	下野市内	4 箇月以上 24 箇月以内	3 箇月以上 9 箇月以内
	ア 排除措置命令を受けたとき。			
	イ 課徴金納付命令が出されたとき、ただし改正前の独占禁止法(以下「旧法」という。)に基づく課徴金納付命令の場合は、当該課徴金納付命令が確定したとき。			
	ウ 刑事告発がなされたとき。			
	エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、独占禁止法違反の容疑で逮捕されたとき。			
	(2) 一般契約の履行に当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	全都道府県	3 箇月以上 12 箇月以内	2 箇月以上 9 箇月以内

	<p>ア 排除措置命令を受けたとき、又は旧法に基づく排除勧告の応諾を拒否し、審判中のものは違反があった旨の審決が出たとき。</p> <p>イ 課徴金納付命令が出されたとき、ただし旧法に基づく課徴金納付命令の場合は、当該課徴金納付命令が確定したとき。</p> <p>ウ 刑事告発がなされたとき。</p> <p>エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、独占禁止法違反の容疑で逮捕されたとき。</p>			
8 競争入札妨害又は談合等	<p>(1) 市発注契約の履行に当たり、次に掲げる者が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	下野市内	4 箇月以上 24 箇月以内	3 箇月以上 12 箇月以内
	<p>(2) 一般契約の履行に当たり、次に掲げる者が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	全都道府県	3 箇月以上 12 箇月以内	2 箇月以上 12 箇月以内
9 建設業法違反行為	<p>(1) 市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適當である認められるとき</p>	下野市内	2 箇月以上 9 箇月以内	—
	<p>(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適當である認められるとき</p>	関東各都県	1 箇月以上 9 箇月以内	—

○ 適用時期

平成 20 年 4 月 1 日より適用いたします。